

東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）策定委員会

第2回議事録

東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課

午前10時00分開会

○玉岡課長 申し訳ございません。少し過ぎましたので、始めさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。第2回「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）策定委員会」を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、お手元の配付資料の御確認をお願いしたいと思います。資料の1枚目の「次第」に配付資料の一覧を記載しております。

まず、資料1。A4一枚で委員名簿。

資料2。A4縦、左上ホチキス留めで「『新しい社会的養育ビジョン』『都道府県社会的養育推進計画の策定要領』について」。

資料3。こちらA4で「都内母子生活支援施設の現状」。

資料4。A4横版でございますが、「東京都ひとり親家庭自立支援計画策定に向けた検討課題」でございます。

そのほかに別添で参考資料が1から6までございます。

参考資料1といたしまして「新しい社会的養育ビジョン」の全文。

参考資料2といたしまして「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」の全文。

参考資料3といたしまして「平成25年度都内母子生活支援施設のあり方検討委員会まとめ」。

参考資料4といたしまして「母子一体型ショートケア」の豊島区における取組事例の紹介。

参考資料5といたしまして、現在実施中の「都内母子生活支援施設へ入所されておる方へのアンケート」のアンケート用紙。

参考資料6は、前回のひとり親家庭自立支援計画（第3期）」となります。

また、これとは別に、森田委員長、赤石委員、伊藤委員、齋藤委員から資料を御提出いただいております。

万が一、不足等、お気づきの点がございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

続きまして、資料1「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）策定委員会委員名簿」をご覧ください。今回、委員の変更がありましたので、変更された委員を御紹介させていただきます。

一般財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会、椎葉委員にかわりまして、新しく会長とされました中根三枝会長に本委員会の委員に御就任いただいております。

○中根委員 よろしくお願ひいたします。小金井市に住んでおりまして、昭和64年に夫が亡くなりまして、平成元年から24年間、小金井市の市議会議員を務めてまいりました。まさに税金を払いながら自立した生活ができればと思ひまして、市議会議員に立候補した次第です。平成29年4月4日まで務めまして、現在はフリーでございます。よろしくお願ひ

いたします。

○玉岡課長 ありがとうございます。

また、前回御欠席をされ、今回から参加をいただいております委員を御紹介させていただきます。

住宅政策本部都営住宅経営部、渡辺委員でございます。

○渡辺委員 住宅政策本部都営住宅経営部の渡辺と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○玉岡課長 続きまして、福祉保健局生活福祉部、新内委員でございます。

○新内委員 新内です。よろしく願いいたします。

○玉岡課長 本日の出欠状況でございますが、荒川区の伊藤委員は御欠席ということで、本日は代理で、荒川区子育て支援部子育て支援課ひとり親女性福祉係、羽田係長に御出席をいただいております。

○羽田係長 よろしく願いいたします。

○玉岡課長 委員13名中12名でございますので、定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

なお、本委員会は公開であり、配付資料、議事録については、後日、ホームページで公開することを申し添えます。

それでは、この後の進行は森田委員長にお願いしたいと思えます。

森田委員長、よろしく願いいたします。

○森田委員長 おはようございます。お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、議題に沿って進めさせていただきます。

本日は、第2回の委員会ということで、母子生活支援施設について審議してまいりたいと思えます。

議題（1）の「第3期計画以降の母子生活支援施設に関する国の動向」について、まず事務局から御説明をいただきたいと思えます。

○玉岡課長 それでは、資料2、A4縦版の「『新しい社会的養育ビジョン』『都道府県社会的養育推進計画の策定要領』について」を使いまして御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1ページ「『新しい社会的養育ビジョン』前後の国の動向」でございます。まず前提として、3番目でございますけれども、2016年（平成28年）に児童福祉法が改正されまして、家庭と同様の環境における養育の推進が明記されまして、国・地方公共団体はそうしたことに必要な措置を講ずるものとなっております。

その理念を具現化するものとしたしまして、4番でございます「新しい社会的養育ビジョン」が国のほうで示されたところでございます。この中で、母子生活支援施設についても触れられておりまして、その記載をまとめているものでございます。

まず、特に就学前の子供については、原則として施設への新規入所措置を停止する旨などが記載されておりまして、ケアニーズが非常に高く、施設等における十分なケアが不可

欠な場合は施設等における滞在期間が書いてございます。

それから、3ページ中段の項番3に「ビジョンの本文中の母子生活支援施設に関連する記載」がございます。まず、網かけの吹き出しがございますが、こちらは東京都において記載内容のポイントを補記しているものでございますので、参考までにごらんいただければと思います。

まず、こちらにありますように、ビジョンで示されている母子生活支援施設に期待されている役割でございますが、1点目は、家庭（代替養育家庭も含む）で生活している子供への支援といたしまして、子供家庭のニーズに応じた在宅支援サービスのあり方。この中で、さらに特定妊婦のケアのあり方。それから、相談支援体制といたしましては、③に、妊娠期から出産後の母子を継続的に支援する社会的養護体制というところがございますが、そういったものの整備。具体的には、他の施設や里親、民間養子縁組機関との連携等々も書かれておりますが、その中で母子生活支援施設の話も出てございまして、妊娠期から母子のケアを行う施設としての活用が求められているところでございます。

次のページにまいりまして、代替養育についてでございます。「(5) 代替養育を担う児童福祉施設の在り方」というところで母子生活支援施設についても述べられております。特に下線を引かせていただいているところでございますが、「母子生活支援施設は、地域に開かれた施設として、妊娠期から産前産後のケアや親へのペアレンティング教育や親子関係再構築など専門的なケアを提供できるなど多様なニーズに対応できる機関となることが求められる」というところで、具体的に区・市などが行うこともありますけれども、専門的なケアを提供できる施設ということが母子生活支援施設の中に求められているところでございます。

また、下の★にありますけれども、「新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程」といたしましては、「親子での入所機能」の中の下線部ですが、「母子生活支援施設に関し、地域に開かれた施設とDV対応の閉鎖した施設の区分を明確にして混在しない在り方を提示（平成31年度）」とございます。現時点でこれ以上の詳細な提示は国からございませんので、その部分については、我々、必要なものは議論をする中で深めていくしかないのかなと思っております。

続きまして、こうした社会的養育ビジョンを受けまして、具体的に都道府県が定めるべき「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を国が示しておりますので、それについて御説明をいたします。

5ページになります。こちらの資料は、母子生活支援施設に関する記述を抜粋してございますが、特に下段の四角の枠の中でございます。特に下線を引いているところでございますが、計画に盛り込む市町村の子供家庭支援体制の構築等に向けた取組については、更なる市区町村における子供家庭支援を促進していくための方向性を示すものとして、以下の①・②を盛り込んだ内容を含めて策定すること」というところで、具体的に①としては「市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組」。あと「子供家庭支

援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画を策定すること」というところもこの中に入っているものでございます。また、母子生活支援施設の機能を充実させ、活用を促進するために都として行う取り組みや支援策をこの中で記載をすることが求められているところでございます。

次のページに、計画策定に当たっての留意点といたしまして「母子生活支援施設の活用等に向けた都道府県の支援・取組（設置支援促進策、活用促進策、人材育成策）を記載すること」とされております。後ほど現状の御説明をいたしますけれども、全国に母子生活支援施設は221施設あるところでございますが、東京都については、中核市であります八王子市を除きまして32施設ございますので、全施設の14%を東京都が所管しているということでございます。そういう意味では施設が多いという特色がある一方、入所率については低下しているといった状況もございますので、活用促進策や人材育成策について検討が必要と考えております。

下段のところでございますけれども、「また、母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、平成28年改正児童福祉法により家庭養育優先原則が明記されたことも踏まえ、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知する」ということで、従来、母子統合ですとか、母子分離前のアセスメントを行ってきた施設であるという点がこの中に含まれてございます。

その下に「多機能化した母子生活支援施設数」というのもあります。区市の母子保健事業ですとか、子育て事業の一環ということで括弧内に書いてございますが、そういったものも含めて想定されているところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、社会的養育ビジョン、都道府県計画における母子生活支援施設に関連する記載をこちらで簡単に御紹介をさせていただいたところでございます。

第1回の本委員会の検討体制についてのときに触れましたけれども、母子生活支援施設につきましても、本委員会において、ビジョンに基づく都道府県社会的養育推進計画としても位置づけるべく検討をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局の説明は以上でございます。

○森田委員長 「新しい社会的養育ビジョン」と「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が終わりました。ビジョンと社会的養育推進計画についてですけれども、皆さんから少し御発言をいただいて、それを補強していきたいと思っております。

たしか新保先生、これにかかわられていましたか。

○新保副委員長 私は直接はかかわっていません。

○森田委員長 そうですか。

今、基本的な考え方が示されているわけですが、これについても御意見とか御質問とかございませんか。

よろしいですか。それでは、全体で議論するときにまた御意見をいただくということで。

続きまして「都内母子生活支援施設の現状」ということで、これまた事務局から御報告をお願いいたします。

○玉岡課長 それでは、資料3がメインの資料になりますけれども、その説明の前提として、参考資料3をまず簡単に触れさせていただきましてから資料3の御説明をさせていただきます。

右上に「平成26年3月」とあります参考資料3をご覧ください。こちらは、現在の第3期の計画策定に先立ちまして、平成22年度から平成25年度まで都内の母子生活支援施設のあり方を検討したものでございまして、平成26年3月に課題と今後の取り組みということでまとめられたところでございます。

報告書では大きく3点の項目について、現状とそれに対する考え方と取り組みを示しているところでございます。

1点目は、2ページのところがございますけれども、「入所率の向上」でございます。先ほども少し触れさせていただきましたけれども、都内全体では入所率が低い、自治体施設ごとの入所率には大きく差がありますといったところもこのときに課題として整理をしているところでございます。このときに、入所対象外要件、いろいろなことについても各自自治体にもアンケートをしたりしまして、入所実績が低くて暫定定員が設定されているような施設もあって、それは公立施設が多いなどの現状がこのときには示されているところでございます。

また、(2)に「母子自立支援員の経験・関係機関や施設との連携」がございまして。母子自立支援員について、人材育成の点で差が出てきていまして、支援の必要な方に入所が繋がっていないということもあり得るのではないかなどといった課題がこのときには提示をされているところでございます。

また、(3)で「施設の取組み」といったところもございまして。各施設へのアンケートでは、施設側にも理由があるということがそのときには明らかにされております。具体的には、養育支援が必要な世帯を受け入れるだけの体制ができていない、あるいは、先ほども申し上げましたが、利用者に対する支援の質、DV利用者がふえていることに対する対応が追いついていないことなどが、結果としてこの入所率の低迷につながっているのではないかとといった課題分析がされているところでございます。

2点目の問題としてまとめられているのが、4ページにあります「広域利用」の問題でございまして。広域利用につきましては、公立施設につきましては基本的にその自治体の住民が利用することが想定されてございまして、逆に、ほかの自治体住民が利用する際にはいろいろな手続とかが必要であります。それについては具体的には支障とはならないのではないかとそのときに確認はされていますけれども、実際の検討がなかなか進んでいないといったところが挙がっていました。

【現状】の2つ目のポツにあります。広域を実施しない理由は、生活保護費の増加で

すとか、措置元による支援継続が困難ですとか、自分の区民とか市民を優先するなどの考え方で広域利用にはなかなかつながらないといったところが当時の課題意識として挙がっております。

3点目でございます。5ページになりますけれども、「積極的活用」が3つ目の課題として挙げられてございます。ここにありますように、特に母子再統合支援、あるいは母子分離をしない支援といったところで、母と子が一緒に生活しつつ支援を受けることができる唯一の児童福祉施設といった特性を生かして、さらに活用が必要ではないかといった課題認識から当時の現状を分析しているものでございますが、70%近くがそういった支援を行っているといった回答があった一方、支援体制ですとか児相との連携の不足などにより実施に結びついていないといった現状もございます。

こうした取りまとめが平成26年になされておりました、これを踏まえて現行の第3期計画が形づけられています。

続きまして、資料3「都内母子生活支援施設の現状」ということで、こういった当時の課題分析、そして、現在の第3期の計画の施策のいろいろな推進を踏まえて、直近の施設の現状を改めてこちらで調べさせていただいたものでございます。

資料3「都内母子生活支援施設の現状 令和元年6月18日」という資料をごらんいただけますでしょうか。まず、表紙に「母子生活支援施設とは」と。なかなかなじみがない委員の皆様もいらっしゃると思いますので、どういった施設かということを書かせていただいております。こちらは児童福祉法38条に規定されている児童福祉施設で、配偶者のない女子、あるいはこれに準ずる女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、保護並びに自立促進のための生活支援を行う、あるいは、退所後も相談・援助をするといったことが書かれておりました、母と子が一緒に入所できる唯一の児童福祉施設という位置づけでございます。

1ページでございます。先ほどちょっと御紹介をさせていただきましたが、都内の母子生活支援施設は、これは八王子市を含めた数となっておりますが、32施設でございます。内訳といたしましては、公立の中には公設民営のいわゆる指定管理の施設も含まれますが、公立が15施設、民立の施設が17施設となっております。また、区部と市部、地域別で分けますと、区部が26施設、市部が6施設で、地域分布といたしましては、区部に集中して所在をしているという状況でございます。

続いて、暫定定員でございます。施設入所率が低いことで定員に満たない場合は、暫定定員を設けることとされておりました、この表にございますが、ここ数年はほぼ半数の施設が暫定定員となっているところでございます。内訳を載せてございますけれども、特に左のところにありますように、公立施設に暫定定員を設定している施設が目立っている状況になってございます。

次のページをおめくりください。入所率の推移でございます。平成29年度の入所率は全体で72.1%になってございまして、ここでも公立と民立のものを比べてみますと、公立の

ほうが66.2%と平均を下回っている結果となっております。

次のページは「広域入所の受入について」でございます。対応施設数は徐々にふえているところでございます。本文上に書いてありますが、どこの自治体からも受け入れを行っているというふうにお答えがある施設につきましては6施設で、そのうち区部が1施設となっております。協定等により特定の自治体からのみ受け入れを行う施設が6施設。合計12施設となっております。逆に言うと、この円グラフにありますように、受け入れなしというのが残りの20施設となっております。その20施設につきましては広域の受け入れを全く行っていないという状況になってございます。

続いて、入所世帯の状況です。入所理由は、下にございますが、住宅困窮、夫等の暴力が多くて、次いで経済的困窮となっております。一旦分離した親子の再統合の支援を理由とした入所も8件ございます。

次のページをご覧ください。続きまして、児童虐待の状況でございます。虐待を経験した世帯は全体の47%でございます。うち入所後も虐待が継続している世帯は、この2番目の表ですが、29年度で91世帯ございます。

また、下の「母子の精神的・身体的な状況について」をご覧ください。母の合計のところは33.8%、子につきましても15.7%とありますけれども、その方々につきましては何らかの障害等を有しているという状況でございます。

次のページをご覧ください。「退所理由及び課題の解決状況について」でございます。退所世帯281世帯のうち、未解決のまま退所した世帯は111世帯で、全体の4割近くが課題解決がないまま退所してしまっていて、その理由としては、利用期間満了といったものが筆頭に挙げられております。これは、施設入所期間を2年と定めている施設が多くありまして、その2年が経過したことをもって退所するといったものかと思っております。そのほかに、希望退所とか、結婚・再婚・復縁などで退所されることもございます。

一方で、次の施設の支援力の点でございますが、職員の構成について下にございます。民間の施設につきましては、本文中にありますけれども、若手職員とベテラン職員の層が厚くて、中堅職員が少ないU字型になってございます。一方で、公立につきましては、平均勤続年数が民間よりも短いといった状況になってございます。

次のページをご覧ください。入所世帯のいわゆるインケアのみならず区市からの委託事業を行っているものの状況についてまとめているものでございます。施設のほうは、通常の支援のほか、区市から委託を受けていることが多くて、31施設中27施設が何らかの事業を行っているところがございます。特に緊急一時保護事業につきましては25施設、ショートステイについては6施設、トワイライトステイについては3施設等が実施しているところでございます。

済みません。次は飛ばさせていただきます。7ページでございます。こちらはいわゆる経費的な面でございますが、児童入所施設措置費等でございます。まず、措置費の中では、この専門的な業務を行う職員等の配置状況というところで、こういった専門職員を加



算配置していただいた場合はその費用をこちらから支払っているところでございますが、心理療法担当職員を配置している施設は17施設、児童虐待等の個別の対応に当たる職員を配置している施設が28施設、心身障害等の対応のための特別生活指導員が12施設、そのほかスーパーバイザーとしての役割を担う基幹的な職員については16施設でございます。個別対応職員はかなり多い部分がありますが、そのほかは半分程度の施設での配置といった状況になってございます。

次のページでございます。こちらは東京都が独自に拠出をしている補助でありますサービス推進費の状況でございます。特に利用者のサービス水準を向上するために御努力いただいている施設について努力・実績加算という考え方で、この表にあるような実績に応じた補助を行ってございまして、4年間並べさせていただいてございますが、それぞれの加算についてはおおむね同じような状況で推移をしております。

次に、その下の育児指導機能強化加算、医療機関等連携加算につきましては、平成30年度から国において予算化された事業でございまして、育児機能強化加算については地域で子育て中の家庭への支援を行うことを目的に、相談を受けたり、子育て方法を実践しながら伝えるといった、入所者のみならず地域の子育て世帯を対象に、地域の施設の支援力を生かして子育て世帯の不安解消等を図ることを目的とした事業となっております。今後も活用が望まれているところでございますが、DV等により入所するという施設の一方での役割もありますので、安全を確保した上で地域に開かれた施設とするための実施方法の工夫など今後検討を深めていく必要もございます。

次のページをご覧ください。「母子生活支援施設職員に対する研修について」でございます。都内の施設職員につきましては、先ほどの平成29年度の処遇改善加算が始まったことを契機に、東京都社会福祉協議会の委託でさまざまな研修を実施しているところございまして、児童養護施設や乳児院等の職員と同じ研修を受けられるようにしてございまして、そういった意味では充実を図っているところでございます。

次のページは「母子生活支援施設の施設整備について」、それから「母子生活支援施設入所者に対する都営住宅の特別割当入居」の状況についてでございます。

次のページをご覧ください。最後のページになりますけれども、東京都から区市を対象とした独自補助で母子生活支援施設に関する事業として2点ございまして、緊急一時保護事業と母子一体型ショートケア事業でございます。

緊急一時保護につきましては、母子生活支援施設や民間アパート等を活用し、緊急で保護が必要なひとり親世帯、こちらの事業は、父子家庭も対象になります、または単身女性を対象に、居室を確保し、保護を実施した場合に補助を実施しているものでございまして、区市では42区市町村、母子生活支援施設では、6ページのところに記載がありましたが、25施設で実施をしているところでございます。

下の母子一体型ショートケアにつきましては、平成24年度に事業化したもので、母子生活支援施設の空室を利用しまして見守り支援や必要な妊婦・母子を短期間支援するもので

ございまして、特定妊婦ですとか若年出産、多子世帯等の課題を抱える母子の支援目的等をしているものでございます。現在は豊島区と世田谷区という2つの区で行っているところで、実績はまだ少ないところでございますが、今後、さらなる積極活用が望まれるものでございます。

この母子一体型ショートケアにつきましては、別の参考資料4のほうに豊島区からいただいた資料をつけてございます。そちらをごらんいただきますと、6ページの下段から、利用者の相談経路ですとか保健所からの連携の例として、夫と深刻なあつれき・紛争状態に陥った母子が一時避難することにより関係修復をすることができた事例ですとか、統合失調症の夫婦のうち夫が入院中激しい育児不安に陥った母子を入所させ育児支援を行った事例ですとか、若年出産で居所なしの母の出産前後の安全確保を図るための入所、そのほか、次ページ以降にございますが、子家センからの連携事例、婦人相談員からの連携事例、児相保護中の分離された子供と母との再統合のための外泊訓練を行った事例など、事業を利用して効果的な支援を行っているといった豊島区の資料もございます。こういった実践がなされていますので、こういったところも積極的な活用が望まれるところでございます。

少し長くなってしまいましたが、都内母子生活支援施設の現状についての資料の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○森田委員長 それでは、今、事務局から、第3期計画に基づく都内の母子生活支援施設の取り組みと現状について、入居者の状況ですとか、施設の提供している支援、さらに国や東京都で行っている母子生活支援施設を対象とした補助事業の実施状況などの説明がございました。

ここから皆さんからの御意見や御質問を少し受けたいと思います。特に都内の母子生活支援施設の現状についての御説明がありましたけれども、これについての補足とか、御意見とか御質問とかございましたら、ぜひお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

齋藤さん、どうぞ。

○齋藤委員 大洋社の齋藤と申します。現在、母子生活支援施設の母子福祉部会の部会長をしております。

いろいろな資料をわかりやすくまとめていただいています、現状が客観的にわかるころかなと思っております。先ほど御説明がありました調査の中でも少し変化しているところもございます。私がまとめたものもありますが、それとは別のところの視点で気がついたところをお伝えさせていただければと思います。

先ほどの参考資料3に平成25年度のまとめを載せていただいているところがありまして、これが現状に大きく影響しているところがございますし、そのところが今後の課題を見つけていくヒントになっていくのかなと思います。

先ほどの説明の入所状況の中で、建物の環境とかいろいろなところが老朽化した状況のところ平成25年度はまだ多くありましたが、資料の最後のところでも御説明がありまし

たように、ここ最近、建物の建てかえを大分しております。以前の施設ですと、例えば台所とかトイレとか共同部分があったかと思いますが、全体的にお風呂とか台所とかトイレ等の建物の環境はほぼ整えられ、直っている状況になっていること。

あとは、入所の状況と退所の状況。私たちの母子福祉部会のところでも、いつも調査で迷うところなのですが、行政の窓口からは、入所理由は住宅困窮を主に挙げていただいているところ。例えば入所の段階で住宅困窮が大きな要因となっているとすると、次の住宅が見つかるか解決ということになっていくかと思いますが。実際には、住宅困窮も大きいのですが、それ以外の理由もかなり複合的にあって、その結果、住宅困窮になっているということがある。そのあたりのところが、住宅支援とあわせて、いろいろなお母さんや子供さんたちに支援が必要などころがあって、そこが未解決な状況になっているところもあるのかなというふうにお話をお聞きしながら感じておりました。

あとは、母子生活支援施設の入所に関しまして、いろいろな要件がある方たちが御利用されているわけですが、このあとの私の資料にも出てくるのですが、お母さんも子供さんもどういう理由で生活が安定しないのかというところで、医療的なサポートが必要な方がふえていらっしゃるわけですが、実際には、入所の中で何らかの健康診断があるというのは学校保健法のような健康診断であって、医療スクリーニングに必要な情報がない状況の中で、多分、この方はこれらに迷われているのだろうということを行政からお聞きした内容と、あとは、入所してからの私たちの知り得た情報の中で、関係機関と連携してやっていくという状況ですので、今後、母子保健との連携が一層必要になってくる要素になっていくのかなとお話を聞きながら感じておりました。そのあたりのところを。

○森田委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。今、この母子生活支援施設をめぐっての具体的な利用状況だとか、そういったものに対する基本的な考え方とかの御案内があったわけですが。

赤石委員、どうぞ。

○赤石委員 単純な質問でよろしいですか。

資料3「都内母子生活支援施設の現状」の3ページの、今、御指摘もあった入所理由の棒グラフですが、これは複数回答ですか。それとも単純な回答ですか。私も、住宅困窮が多いのだなというのはちょっと意外性があったのでお聞きしております。

○玉岡課長 複数回答ではなくて主な理由。最も中心の理由を書いてもらっているので、複数回答ではないということです。

○赤石委員 ないということですね。ありがとうございます。

○森田委員長 ほかにいかがですか。

○新保副委員長 同じ資料の5ページ。今、入所の話でしたけれども、「退所理由及び課題の解決状況について」ということで、多いのが「住宅事情の改善」、2番目が「利用期間満了」とあります。これは平成28年度のデータですが、きょう持ってくるように指示された前の計画の中でデータが出ていて、住宅事情の改善については平成25年が35.7%で、

今回、86を計算し直すと30.6%というふうに、5%ポイントくらい下がっている状態です。

一方「利用期間満了」が平成25年は18.6%、今、積算し直したら、平成28年度は27.8%になっています。特に利用期間満了で出る方がとてもふえたというのがこの数年間の特徴なのだなということはこのデータから感じることができました。特に未解決の割合が43.6ということで、少なくないということで、この「利用期間満了」が78ということの意味を考えてみる必要があるかなということを見て感じました。

以上です。

○森田委員長 ちょっとわかりづらいかもしれませんが、「利用期間満了」の意味です。先ほど課長から御説明のときに若干ありましたけれども、この点についての経過あるいは捉えられ方のそれぞれの違いみたいなものがあると思いますので、このあたり、東京都としてはどう考えているのかあたりのところを御説明いただけますか。

○玉岡課長 これは、母子部会の皆様方とも懇談をする中でよく聞かれることではあるのですが、東京都としてこの施設に対して入所期間というものを求めているものではないです。その上で、これはもしかしたら齋藤委員におっしゃっていただいたほうがいいのかもしれないのですが、我々が聞くところによると、それぞれの自治体によっては2年といったところを入所期間としては、あくまで母子生活支援施設というのは通過施設であるといったところから、そこに長く住むという意味合いではないので、そういったことも含めて、通過施設だという意味合いも含めて2年間といった期間を設定する中で、支援施設が支援し、関係する自治体が支援し、次のステップを踏んでもらうという意味合いでそういった期間を設定する。それを大体2年で設定されている自治体があるということをお聞きしているところでございます。

○森田委員長 具体的に利用期間と言うときに、この利用期間は例えば入所者と調整の上で決められた入所期間なのか、あるいは、この入所期間というものがあらかじめ想定された上での入所期間なのか、母子部会のほうで設問を設定されたときの考え方があるのではないかと思います。そのあたりを御説明いただくと、この数値の意味、78件ということの意味がもうちょっと明確になるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○齋藤委員 入所期間につきましては、東京の場合、公設民営の施設が半分あるということもありますが、多くの方に使っていただく施設として、私の記憶だと、20年ぐらい前から少しずつ施設を多くの方に使っていただくということで姿勢が変わってきて、利用期間の定めというのを考える基礎自治体がふえているかなと思っております。

各施設によって地域によっての違いがあるということで調査をしておりますと、2年のところが多いのですが、3年であったり、1年であったり、定めがないというところもあったわけですが、おおむね2年のところが多い。東京都の方からもたびたび母子福祉部会にも来ていただいたときにお話しされたのが私も記憶に残っているのですが、2年というのは入所の承認がされたときにその自治体によって目安としてつくられているものであって、その後その方にとっての自立支援計画を立てたときに、場合によっては延長す

ることもできるようにすることと、それより前に課題が解決すれば利用が終わっていくこともあるということで、そのあたり、個別のことについて重きを置いて考えてくださいというお話がたびたびされておりましたので、そういう動きをする傾向はあります。

あとは、目安の中にわかりやすくしていく中で、根本的な問題が解決できる状態になる施設かどうかというところで考えていくと、施設のところでは、今、医療的な課題も含めてある程度解決できることと解決できないことがある中で、関係機関につないでいくとか、裁判的などところの手續。以前は離婚等の調停は物すごく時間がかかっていたのですが、今は時代が大分変わってくる中で、そのあたりのところの、施設の中にいる間に解決すべきものがある程度優先されていて、その後、アフターケアにもつなぎながらやるような視点には変わってきているというところが現状かなと思います。

○森田委員長 新保さん、今の話よろしいですか。

○新保副委員長 利用者本人がもう少しいたいとか、施設の職員の方の専門性から見て、もう少し母子生活支援施設で支援を行ったほうがいいのではないかと思いつつ退所をしていただかなければいけないという状況は、できれば防いだほうがいいかなと感じます。特に未解決の割合が43.6%というのは、希望退所とか再婚・復縁とかという数字より低いのは当然ですが、想像以上に高いなと感じますので、必要であれば延長できるという仕組みをスムーズに活用できるようにする必要があるかなと感じました。

以上です。

○森田委員長 この点については、自治体のほうのお立場で、きょう羽田さんが来てくださっていますけれども、何かお感じになることはございますか。

○羽田係長 私のほうでも後ほど資料で御説明させていただくのですが、入所期間に関しましては、荒川区も基本的には2年という設定をさせていただいています。ただ、一律2年ではなくて、半年ごとに自立支援面接を行っていますので、その中で、特に特定妊婦という経緯があって入られた方ですとか、さまざまな課題を抱えている方に関しては、2年というところにこだわらずに延長しております。逆に、離婚したてで、住宅困窮けれども、割と力のある方ですと、集団生活というところでいろいろな制限もありますので、2年かからずに1年で出られる方もいて、そこは私どものところでは臨機応変にやっております。

○森田委員長 ほかにはございますか。

私から1つお尋ねしたいのですが、先ほどの5ページの「職員の構成について」で、職員の勤務年数のところでは、民間の施設の勤続年数より公立のほうの短いというお話があって、公立のほうの基本的には公設民営の形の施設であるということで、そこがどうして短くなっていくのかということについてです。要するに、それが勤務しにくい体制なのか、あるいは何か別の理由があるのか、このあたりのところで、もし東京都のほうでの調査の中で何かあれば、あるいは、齋藤先生のところも公設民営でいらっしゃるので、今、東京都の自治体が持っている公立の母子生活支援施設はどんな状態になってい

るのかということをお話しいただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○齋藤委員 はい。東京は、公立公営が多かった時代から公設民営が多くなっていくというのが全国よりも早く進んできました、その結果、今は公立公営の公務員という方がいらっしゃるわけではなく、社会福祉法人かいろいろな事業団系のところが委託を受けていくような形で公設民営化が進んでいっております。その結果、そこで改めて採用された方たちがいるということで、その状態がここ10年、15年ぐらいのところまで進んでいるところでは、まだまだそういう状態で、変わってきているところもまだまだありますので、その結果かなと思っております。

そのほかには、ちょっと厳しい話を言わせていただければ、地域によっては指定管理だったりいろいろな委託事業の中で、金額がちょっと厳しい設定になっている場合には、そんなに高い金額が出せないという話が一時期出ておりました。最近はそのあたりについては行政とちゃんと打ち合わせをしながら、話し合いを重ねて変わってきていると伺っておりますが、いろいろなことが要素の中には入ってくるかなと思います。

あと、公設民営と民設民営にかかわらず、いろいろなケースが入っていく中で、虐待とか、母子分離とか、そういう方たちが入ってこられた場合に、夜、職員が宿直を1人とか2人とかでやっていくわけですが、そのときかなり厳しい思いをしてショックを受ける傾向があるというのも伺っております。

○森田委員長 4年という勤務年数は非常に短いですね。特に入所期間も短くなっているとはいえ、やはり経験を積み重ねていかなければいけない専門職の人が4年で交代することは余り望ましくない。しかも、一般の民間の法人立だと10年を超える勤務年数があるとすると、そのところでどういうふうな専門性を確保して、この母子生活支援施設というのは具体的には子供への支援と母親への支援、そしてまた親子支援という、ある意味では非常に多岐にわたる視点を持った支援ができないといけない職員なわけですから、この方たちの経験をどれだけ補強できるか。

そして、私も非常に驚いたのですが、いろいろな研修体制というのが9ページにありますけれども、施設数がそれほど多くないとはいえ、ここに参加できる方たちが数として少ないということも報告されています。職員数が少ないとこういった研修にもなかなか出にくい、あるいは、出て、そういった研修を効果的に現場に持ち帰るということをしにくい環境にあるのかということも思ったわけです。このあたりのところというのは現場のほうで何かお感じになっていらっしゃることはありますか。

○齋藤委員 今の9ページの研修のところにつきましては、新しい研修体系がどんどん入ってきて、いろいろなことを学べる機会がふえているわけですが、ここが処遇改善加算の研修ということで、当初、民設民営が主な対象となって、公設民営が対象ではなかったこともありますので、そのあたりが数字に影響が出ているかと思っております。今は、公設民営のところでも参加できるように東京都のほうにもお願いしておりますので、そちらは変わっていくかと思っております。

○森田委員長 先ほど、最近の状況ということで、建物の改善はかなり進んできているというお話でしたけれども、この建物の改善と利用の世帯数というのがなかなか進まないことについては、施設側あるいは当事者の側から、この施設というのは母と子が緊急で入所できる非常に重要な施設として位置づいているわけですが、この施設がある意味では有効に活用されていないとすれば、これはなぜなのかあたりのところを私たちは共有しながら、利用しやすい、そしてまた利用に価値のある施設になっていくためには、一体どんなふうに変えていく、あるいは補強していくということをすればいいのかということを考えなければならないと思うのです。このあたり、赤石さんから何かありますか。あるいは中根さんも、多分、長い間、こういった施設のをごらんになっていたのだらうと思いますけれども、いかがでしょうか。

○赤石委員 よろしいですか。

○森田委員長 はい。

○赤石委員 ありがとうございます。

私ども、もともとシングルマザーの交流のグループから発展して支援団体になっているわけですが、母子生活支援施設について、この間、会員の方に体験記を書いていただいたので、ちょっと御紹介しながら、地域で暮らす方が多い母子のグループとしてどう見えているかということをお伝えできればと思います。

この方は、今、小学生のお子さんが1人いらして、ちょっと聞いていないのですが、多分、2年ぐらい前まで入所されていた方だと思います。DV被害で一回地域生活をしていただけのけれども、不安が非常に強くて、区役所と相談して、何とか母子生活支援施設に入りたいということで入ったということでした。そのときはまだ離婚が成立していなかったのかもしれないのですが、別居をしている夫が追い駆けてくるのではないかと恐怖で夜も眠れなかったけれども、施設に入って安心して眠れるようになったということで、本当にお世話になったと言っておられます。

一方で、えっというような対応もあった。例えば、ちょっとしたことなのですが、入所前の健診をどこで受けたほうがいいのかを教えてもらえなくて、いろいろな病院を転々として、保健所でやるのだとやっとわかったとか。それから、おもちゃに手が入ってしまったお子さんが夜中にけがをしてしまって、その処理を職員さんが一生懸命対応してくれたのだけれども、どうしても無理で、泣き叫んでいるし、救急車を呼ぶまで2時間以上時間がかかってしまった。これは私の解釈ですが、どうしても事件を起こしたくないとか、あす病院に行ったらどうですかとまで言われてしまったということで、ちょっとがっかりしてしまわれている。

それから、調停でつらいとか言うとお母さんのお気持ちがすぐ娘さんの情緒不安定につながるから言っただけじゃないかと言われてしまって、つらいということを自分はずっと前から思っていたけれども、言っただけじゃないかなと思ったとか、お母さんと呼ばれることの違和感をずっと感じていましたと。個人として扱われていないという感じな

のかなと思うのですけれども、そういうことがあったと。

あと、お子さんが小学生になってから突然おもしろをするようになったので、その原因をめぐって学校のスクールカウンセラーさんとかいろいろなところに相談したのだけれども、母子生活支援施設の方に、母子関係が問題だ、いろいろ問題があったのではないのかみたいに言われてしまい、問題があったと思うならお子さんに謝りなさいとかいうような対応だった。児童精神科医に行ったり、いろいろして、ちょっとたってから、施設にあったビデオが怖いのだということをお子さんが言って、それを撤去してもらおうと思ったのだけれども、なかなか撤去してくれなくて、結局、区役所の相談でやっと撤去してくれることになっておさまったとか、意見を言ってもなかなか通らないということがありましたということでした。

なので、彼女としての教訓は、いろいろなところに相談して、1つではないほうがいいのかということがあったのと、自分が本当に自信を持って子育てしていればこんなに悩むこともなかったと思うけれども、自分自身がDV被害で調停もしていて、自己肯定感がすごく低かったので、どうしても言われることに一つ一つすごく悩んでしまったのだらうと思うし、施設の側も、自己肯定感を奪うような対応ではなく育てるような対応をしてほしかったということをおっしゃっておられました。すごくお世話になってありがたいという気持ちと、少し悩んだところもあるということをおっしゃっていました。

私、社会区福祉士を取るときに、母子生活支援施設で1カ月実習をさせていただいたりしての印象ですけれども、地域の母子を応援していることが多いので、ここまで応援してくださる施設があるのだなというのは、逆に言うと、地域の方とのギャップが物すごくある。住宅費もほとんどかからないですし、そこで病気になって保育園の送迎がどうしてもできないと言えば、職員さんがやってくれるような施設でしたから、孤立して地域で暮らしている方とのギャップのすごさに呆然としました。

これは1つのあれですが、応援している方が入所したいと言ったときに、自治体がなかなか認めてくださらないのだなというのも実感しております。今も応援している方の中にも、母子生活支援施設に入ったら分離しなくて済んだかなという方も乳児院に入ってしまったらいいとか、そういうことがあるので、何となくの、もし間違っていたら申しわけないのですけれども、母子生活支援施設に入れるということは自治体にとっては予算的にかなり苦しいことなのかなという印象を私は持っております。その結果、少し制限される傾向にあるのかなと思っております。

あと、お母さんと呼ばれてしまうのも、これは実習に行つて初めてわかったのですけれども、児童福祉施設なのです。子供の福祉のために母と子を応援するという枠組みですので、母一人の個人の人間としての成長を促すというところの視点がやや薄いのだらうなというのは思ったところでした。

あと、私どもは就労支援しております。「未来への扉」という就労支援で、母子生活支援施設の方も参加してくださっています。修了後に美容部員さんとかになるお話をすると



きに、どうしても遅番とかありますので、あなたの施設のところで少しお手伝いいただけるのかなという話を聞くと、いや、退所時期が決まっているのでちょっと難しいのですと言って、結局そこを希望されないという方が数名いらした。就職の時期から数カ月か1年ぐらい応援して下さったら、多分、この方は。私どものプログラムの美容部員さんを物すごく熱心に希望されていても難しかったというケースもございました。なので、延長ということがもう少しあるといいなと実感したところです。

そんなところで、入所の際のハードル、それから退所の際のハードルというのを支援しながら感じているところです。

以上です。

○森田委員長 今、自治体の側の事情みたいなものをお話しになったのですが、羽田さんと柳瀬さん、いかがですか。母子生活支援施設というもの、特に柳瀬さんのところは母子生活支援施設がないのですね。

○柳瀬委員 ないです。

○森田委員長 広域の施設ですので、自治体の中に持っていらっしゃらない場合もあって、東京都内の広域で利用されるということですね。

○柳瀬委員 そうですね。

○森田委員長 そういうところの事情とか、あるいはそういった施設に具体的に、特に羽田さんは現場で相談に乗っていらっしゃる方ですので、御相談にいらした当事者の方たちがどんな形でそういった母子生活支援施設を利用されていくのか。このあたりのお話を少ししていただけますか。

○羽田係長 そうですね。さまざまな方がいらっしゃいますけれども、区内で母子生活支援施設にということだと、保健師ですとか、子供家庭支援センターですとか、そういったところを経由してお話が来ることもあります。

それから、私どものところは子育て支援課の中に児童扶養手当の給付の係もありますので、そこで、住宅に困っていてとか、ちょっと悩みがみたいなことがあると、私どもの相談員につながってきます。そこで、最初から母子生活支援施設という話が出るわけではないのですけれども、住宅の悩みであったり、子育ての悩みであったり、DVであったり、さまざまな悩みの中から、これは母子で支援したほうがいいなというふうにより母子・父子自立支援員が判断した場合には、こういうところがある、よかったら見学してみませんかというお話をします。その中で、集団生活が苦手とか、小学校に既に通っているお子さんが引っ越すと、小学校が大分遠くなってしまうとか、そのようなところで、最初からいいですと言われる方もいますし、ちょっと見学してみようかなという方もいらっしゃいます。

見学してみると、とても支援が厚いところに安心されます。あと、施設がきれいかきれいではないかというのは結構大きくて、荒川区はオール電化で割ときれいな施設で、お風呂もなどの設備も充実しています。母子生活支援施設というと、何となく母子寮という昔のイメージがある方も多いうようなのですけれども、見てみると、すごく気に入ったという

ことで入所される方もいらっしゃいます。

ただ、区内ですと、そういったいろいろな事情で、こちらが入所して欲しいと思う方が必ずしも入所してくださらない。逆に、多分この方は自分でやれるのだけれども、家賃がただになるならというようなところで入所を希望される方もいて、そのアンマッチというところがあります。

○森田委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○中根委員 私のところは、市部のほうは区部に比べて施設が非常に少ないのです。そういう施設に入りたいという話を聞いたことが今までなくて、時々、議会の中で行政のほうにいろいろな資料について伺おうと思うのですけれども、行政のほうは情報をなかなか出さないというところがありまして、今まで余りかかわってこなかったというのがきょうの印象です。これからできるだけ情報を得て持ってきてたいとは思いますが、今のところ、その話は全くないのです。

○森田委員長 柳瀬さん、いかがでしょうか。

○柳瀬委員 小平市は施設がないものですから、利用させていただくという立場です。児童福祉法に定める施設ということなのでしょうが、実際のところ、DVの被害の方の支援施設という意味合いで、小平市の場合だと、基本的には女性相談センターを経由して生活支援施設に入所するという流れです。利用できる施設は広域の施設しかありません。実際、DV以外の理由で入所という流れは今のところありません。

○森田委員長 広域の入所になるということ、あるいは広域の利用になるということ、それから、来年度以降ですが、児童相談所の移管等に伴って、各自治体で、自治体にある母子生活支援施設の場合には、その自治体の業務、自治体との関係性の中での役割を担うことと広域の施設としての役割が非常に難しくなっていく時期に入ってくるだろうと思うのです。

齋藤さん、いかがですか。こういったことについては、施設の側でお感じになることはありますか。

○齋藤委員 入所の状況についてということで、母子福祉部会でもかなり頻りにテーマとして検討したり、調べたりしているところではあります。いろいろなお話もありましたが、母子生活支援施設は、確かに、その施設の生い立ちとかつくり方によって機能がかなり違うことがあるかなということと、残念ながら、職員の資質の違いもいろいろあるのかなとは思っています。

あと、いろいろなところで調べているとは思いますが、東京の中でも、行政によって、基礎自治体によって利用の仕方とか入所要件が異なっているというのが、利用したい方たちにとってはわかりづらいのではないかなと感じておりました。

あとは、基礎自治体の方たちにも、母子生活支援施設はどういう個性があって、どういうふうに使くと有効なのかということをもっと知っていただく機会を。今まで情報発信が

余りできないでいたのですが、そのあたりを今後もっとわかりやすい仕組みにしていくことがすごく重要。もちろん、利用されたいという方に対しては情報発信をどうするかというのと、利用の間のところを取り持っていただくような行政の方たちにもわかるような取り組みが必要。

大阪の事例ですけれども、大阪府の母子福祉部会では、大阪の基礎自治体、五十幾つと言っていましたけれども、母子福祉部会の人たちが全てに連携して説明に行って、こういう施設だということと、資料の説明ももう一度改めてした上で、今後よりよく必要な方に必要な支援が届くように活用していただきたいということで、調査をただけではなくて、そしてまた出向いただけではなくて、合同勉強会もやりながら、この施設を利用したいという方が大阪のレスキューのいろいろな事例とか、いろいろな調査を調べてみると、母子世帯で困られている方の課題がとても多いということで、必要な方に届いていないということが物すごく損失ではないかということから動いているということもありましたので、東京でもそのあたりのことがいろいろと参考になっていくのかなと感じております。

○赤石委員 ちょっとだけ追加いいですか。関連して。

○森田委員長 はい。

○赤石委員 あと、私どもの相談を受けている方で、母子生活支援施設に入られたほうがいいなと思う方にお勧めすると、母子生活支援施設って何ですかとお聞きになるのです。こういう施設でと言うと、あっ、母子寮でしょう、そういうところは嫌だみたいな。でも、一番必要な、例えば1歳から5歳までのお子さんが3人で、住宅にも困っていらして、家族からのいろいろなとか、若年出産の方とかにお勧めしてみるのですけれども、意外に拒否されてしまう。旧態依然のイメージを若い方が持っていらっしゃる。なので、今おっしゃってくださったように、新しいイメージで発信していただいて、本当に必要な方に届くことが必要だなと思っています。

追加で済みません。

○森田委員長 先ほどの御報告の中にもありましたけれども、DVシェルターとしての機能と地域支援の施設としての機能と、ある意味、非常に対極にある支援を1つの施設に期待すると、保護する、徹底して隠さなければならないことと徹底して公開しなければいけないことのバランスが非常に難しいということがあります。そこをどういうふうに調整して、新しく期待されている母子生活支援施設というものをアピールできるか。このあたりが大きな課題なのだろうと思うのです。

ここで、事務局で検討課題をまとめてくださっていますので、ここを説明いただいた上で、また皆さんからの御意見をいただくという形にしたいと思います。よろしく願います。

○玉岡課長 ありがとうございます。

それでは、A4横版、資料4「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）策定に向けた検討課題」をご覧ください。これから今後の委員会の中で具体的な施策の方向性を検討し

ていただく前提として、先ほど御説明させていただいたことを含めて、現状の課題としてこういうものがあるのではないかというものでございます。

先ほどもありましたけれども、大きく3点に分けて提示をさせていただいております。

一番上にありますけれども、まず1つ目として「インケアのさらなる充実」というところで、この中に3つ柱を掲げさせていただいております。

まず1番目としては「職員の育成等」。先ほど来、委員の皆様方からもお話がありましたが、職員の育成力の問題があります。特に、現在、課題のある母子の入所がふえ、単なる住居支援等にとどまらない心理ケア等が必要な世帯を受け入れるための体制構築が求められるといった課題認識のもとで、検討のポイントとしては、そういった生活そのものに介入するための支援力の獲得ですとか、関係づくりの方法ですとか、2つ目のポツにありますが、DV、精神上的の課題、発達障害などの支援が必要な世帯に対する対応、あるいは、3点目にありますように、世帯のニーズに対応できるスキルを獲得するための職員の確保・育成・定着についてが今後の検討の課題になろうかなと思っております。

2番目として「関係機関の連携」でございます。そうしたさまざまな課題がある母子を支援するためには、関係機関がしっかりと情報共有しながら連携をしていく必要があるというところがございますけれども、現在、入所世帯の支援方針調整に参加していない施設ですとか、地域の要保護児童対策協議会などに参加していない施設が3分の1程度はあるといったところがございます。

下に「検討のポイント」がございますが、1つとしては、他機関との連携の推進。措置元自治体、施設所在自治体を初めとした関係機関との連携方法について検討していく必要があるだろう。もう一つとしては、広域入所を行う施設について、措置元、措置先が連携をとり、退所まで支援を行うための仕組みづくりについてしっかり整えていくというところが1つのポイントかなと思っております。

3つ目としては「退所後の支援」。先ほど来ありましたけれども、未解決のまま退所する母子が一定数いる中で、退所後の生活支援の需要は当然ある。退所後の連携体制の構築について退所後の生活も想定した上での検討が必要だということ。

ポイントにありますけれども、特に退所後、生活が立ち行かなくなることがないように、入所中から支援をしていくということ。具体的なアフターケアの実施方法についてはどうしていくのか。あるいは、3点目にありますが、広域により入所した世帯の退所後の支援の担い手にはどこがなるのか。そういったところが検討のポイントになろうかと思えます。

1枚おめくりいただきまして、大きな2つ目の課題といたしましては、今、委員長からありましたが、「地域の子育て（ひとり親支援）資源としての積極活用」でございます。先ほどのビジョンにもありますが、施設の多機能化が求められてございますが、施設の所在する区市では、既に緊急一時保護などを委託しておりますけれども、それ以外にも、地域のひとり親の相談支援、特定妊婦、子供の居場所、学習支援など多くの機能が期待されているところでございます。

ビジョンにおいても、妊娠期、産前産後のケアなどの多様なニーズに対応できる機関となることが求められておりまして、ポイントとして3点挙げさせていただいております。1つ目が、施設が持っているノウハウを活用し、どのように地域支援に取り組んでいくのか。2つ目が、虐待・DV被害世帯も入所する役割を持ちつつ、地域に開かれた施設としてどのように両立していくのかというバランスの問題。3点目としては、妊娠期間の支援、専門的な支援を職員が実施するためのスキルの獲得、あるいは連携体制の構築といったところがポイントになろうかと思っております。

大きな課題として3つ目でございますが、「広域入所の推進、入所率の向上」でございます。そのうちの1つ目としては、特に区部における広域入所の推進というところでございます。先ほどの市部のほうでは広域入所が基本だということで、実際、民立では100%の施設で実施をしていただいておりますが、区部については広域入所が進んでいないということがございます。また、先ほど触れていただいておりますが、来年度以降は区部の児童相談所設置によりまして、認可権そのものが東京都から児童相談所設置区に移っていくことから、その所在区と施設の結びつきはより強まることも考えられます。

一方で、DV被害世帯など広域入所を必要とする母子もふえてきておりますので、そういったところでの自治体の垣根を超えた入所の体制づくりはより綿密にやっていく必要があるだろうと考えておりまして、そのためのポイントといたしまして、1つ目は、広域利用を行っている市部については区部からの入所を受け入れているが、市から区への入所ができていないといったお声をいただいておりますので、そのことについてどのように対応していくのかということ。

そのことも踏まえまして、広域入所を都全域で実施した場合、自治体間での連携が必須となるので、その体制づくりが必要だろうということがございます。

2番目として「入所世帯の確保」です。今もありましたけれども、いろいろなイメージもありまして、入所に結びつかない場合があるといったことですので、その世帯の確保を図るために、あるいは暫定定員といったものを解消するために、どのように安定した施設運営を行っていくのかというところでございます。

検討のポイントとしては、具体的生活支援施設での暮らしのイメージですとか、よかった事例などについての啓発をもう少し進めていくといったことがポイントかなと考えております。

この3つの大きな項目ごとに、今後、先生方の御意見も参考にさせていただきながら、次回以降の部会で都としての考え方も提示していきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

先ほど来、母子生活支援施設の今ということでのいろいろな立場からお話をいただきましたけれども、施設を一つの総合的な支援の場として位置づけながら、今、ひとり親の方々が抱えていらっしゃる課題に対して総合的にどんな支援がこれから必要になっていく

のかということ、ここの検討課題ということで、今、整理をしていただいたわけです。それほど十分な時間があるわけではありませんけれども、皆さんからいただいている資料等もごございますので、ここで御意見を少しいただいて、次に、これに基づいた議論をしてまいりますので、まずはここで皆さんのまとまったお話をいただければと思っています。

どうでしょうか。齋藤委員のほうも、先ほど、資料があるということでしたので、施設側からの御意見をいただいて、赤石委員からは、多分、この資料にも入っている内容もあったと思うのですが、それ以外のところ。それから、羽田委員からは、この資料の中で補足的な説明をしていただけたらと思います。また、それ以外、資料を出されていない方につきましても、ここで少しまとまった意見をいただくという形で進めてまいりたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、まず齋藤委員からお願いいたします。

○齋藤委員 私からは、皆様のお手元に横版のパワーポイントを印刷した資料がございますので、そちらをご覧になっていただければと思います。

先ほど来、東京都から母子生活支援施設についてもいろいろとお話しいただいているところではありますが、ダブったところもあるかと思えますけれども、もう一度説明させていただければと思います。

最初に、全国の母子生活支援施設についてということで、こうしたホームページがございます。ただ、若干古めになってきております。ビジュアル的な写真も含めて、今の時代の施設のお部屋の間取りは、新しいところだととても素敵なお部屋になっていて、安心できる環境づくり、安全な環境づくりが施されているところがとてもふえておりますので、そうしたものも情報発信の中で出していかれるといいなと思っております。

そもそも母子生活支援施設というのは、前回もお話ししたかもしれませんが、第2次世界大戦後、日本の戦争によって夫を亡くされた方たちを中心とした屋根対策として生まれた施設ということで、その後の母子寮というところでは、戦争に行った御家族のための居住支援と、安否の見守りを中心としたものだったかと思えます。大正時代とか明治時代とか、いろいろな時代の中で、家族から外されてしまったような母子家庭の方もたくさんいらっしゃって、そういう人たちを支援するような事業もやってきました。

ただ、個人的な時代がありましたので、そういったところでは、第二次世界大戦後の時代に児童福祉法の母子寮として、その後できたところでは予算対策もできて、これからの事業としてやられたということ。それ以前の施設については、戦争によって母子家庭になったわけではないということで、浮浪母子という言葉で言われて、支援が十分ではない状態になっていて、予算的にも厳しい状態だったり。

一方で、生活困窮されている要因が、家族から出されてしまったとかいうこともありますが、お母様のほうにいろいろな障害があったり、お子さんに障害があったり、夫の借金から逃げてきたとか、いろいろな要素の中で、戦争によってだけではない母子家庭になる

要素というものが、今で言う社会的養護だったり、養育的な要素が含まれた利用をされている方たちも以前からいたのではないかなと思います。

ここ最近の中では、児童福祉法が大きく改正された中で、特に母子寮から母子生活支援施設に名前が変わったということと、そのあたりから利用期間の定めというのが生まれてきて、そういう考え方が生まれてきたということ。

あとは、平成24年ぐらいのときから、DVの社会的養護として認められていく一方で、逆に、住所をオープンにはできないとか、閉鎖的な施設であるということと言われてきたのですが、いろいろな要素のいろいろな理由、状況の中で母子家庭となって、その中で支援が必要な方たちも、その支援も多角的な支援が必要な状況の方がいらっしまったというのが今までの流れではないかなと思います。

最初のページの右のところに書いてありますけれども、真ん中あたりの（サービス提供の例）のところで、「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」というのがございます。このあたりにつきましては、入所をされていた方で、自立度が少し高くなった方がその後1年使うことができるようになったものができたわけですが、東京ではこれは1つもございません。このサテライト型の事業の使い方については、まだまだ改良の余地があるのかなということと、今の状態だと使いづらいということがありますので、今、見直しがされている状況になります。

次のページの全国の母子生活支援施設。私のほうで調べたので、数字を間違えているところが少しございまして、緊急一時とかも数字を間違えているところがありましたが、おおむねこの状況の中で、前回お配りしていただいた全国のひとり親等のイメージを本当はもっと明確に伝えられればなと思ったのですが、母子生活支援施設に入られている方は全国の母子家庭の中の約1%。あとは、この母子生活支援施設は、先ほど充足率とかいろいろと言いましたが、施設規模としてはおおむね20世帯規模のものが東京は圧倒的に多いということ。そして、その中で、緊急一時とか、ショートステイとか、トワイライトステイとか、地域における広域的な取り組みとか、地域の方が使えるような事業もやっているところがございます。

あと、職員配置と入所の理由とかも書いてありますが、入所の理由の中で、先ほど来ありましたが、住宅困窮だけではなく、いろいろな要素が重なっているということ。そして、今、印刷がちょっとずれてしまっていますが、小さい字で書かれているところでは外国籍。例えば平成30年度の東京の調査ですと、13カ国の方が利用されていたり。あと、虐待世帯が多く、その中で、実父とか実父以外の男性とか、両方とかということがあります。もちろん、実の母親からの虐待もあります。今、母子生活支援施設に入っている方たちは、場合によってはお母さんから虐待を受けて入られている方も結構いらっしまったということが今の課題の中でもあるのかなと感じております。

あと、子供さんの状況につきましても、何らかの障害があつてということで、発達障害のお子様は現状としてはかなりふえている印象があります。あと、療育手帳がないとか、

療育手帳があるとかというのがありますが、お母様につきましてはいろいろな情報が余りないまま、もしくは病識がないまま利用されている方も多くいらっしゃいまして、精神科受診をされている方が何らかの障害があるという中での45.8%。あとは、手帳があるという方もいらっしゃいます。病院のほうに通院して適切な対応を受けたほうがいいだろうと思われる方もかなりの割合でいらっしゃるわけですが、そのあたりについては、母子生活支援施設は、そこの医療的なケアが必要な方とのかかわりをどういうふうにできるかということを考えなければいけない状況かなと思います。

あと、入られるお子様は、乳幼児、小さいお子様が約5割ということで圧倒的に多くなっておりまして、もちろん、年代もばらばらにありますので、新生児の支援から乳児、幼児、小学生、中学生、高校生、あとは学校に行っていない子供の支援ということで、子供の支援につきましてもさまざまな課題を持っているところです。

就労状況につきましては、例えば施設入所前に就労している方が41.3%に対して、現在、調査をした段階ではどのくらい就労するかというと、64.7%、その中の正規就労が17.1%であるということ。正規就労で15万以上という方が多い中で、どういう学歴状況なのかというと、高等学校卒とか、大学・大学院卒、専門学校卒という方もいらっしゃいます。一方で、非正規の方は5万円以上が圧倒的に多くなっていくわけですが、1番に高等学校卒、2番目に専門学校卒、3番目に大学・大学院卒というのがございますが、その時期によって来られている方が大分違いますので、状況によっては中卒で高校中退されている方が圧倒的に多くなるような時期もございますし、これは数字で出ているものなので、大学・大学院卒のほうが収入割合としては高くなる傾向にはありますが、一方で、病気の治療が必要な状態で、働くことができない方もいらっしゃるというところでは、就労支援についてもいろいろと考えていかなければいけない課題があるかなと思います。

あとは、生活保護についても載っております。生活保護を受給していても、生活保護一部受給が必要だということとか、お母さんの仕事の中で、施設に入って資格を取得して、資格取得後、それが就労に有効だったかどうかの調査の中では、医療事務が4件に対して4件とも就職、介護職員初任者研修のところは6人に対して4人が就職、保育士に対しては1人に対して1人就職できたということ。いろいろな資格があるかなと思いますが、ほかにも、私たちのところでも、パソコンとかそういうものを希望する方が圧倒的に多いわけですが、その中でも、資格と就労の構成というのは結構影響があるのかなと思います。

あと、特定妊婦。妊婦受け入れが15施設ありまして、妊婦中受け入れとして10件、産後受け入れが30件、そして具体的な支援をしているということがあるわけです。それについてはまた後で。

○森田委員長 済みません。時間がないので、ここからはちょっと。

○齋藤委員 わかりました。申しわけありません。

○森田委員長 今、現状をお話ししていただいたということで。今後の取り組みの方向性とかにつきましては、資料が出ておりますので、見ておいていただいて、また次の機会に。



○齋藤委員 最後のところをちょっとだけよろしいでしょうか。

○森田委員長 はい。

○齋藤委員 6ページをごらんになっていただけますか。今後求められる支援の中では、特定妊婦の支援と再統合支援がすごく重要になるかと思いますが、ひとり親への支援のところでもサテライト型を活用していったりということで、例えば介護で言うサービス付き高齢者住宅とか、小規模多機能型の支援とか、いろいろなものがあるかと思いますが、居住が必要な方、居住はもう既にあるけれども支援が必要な方についても、これからもっといろいろなものが活用できるのかなと思いますので、そのあたりもということと、隣のページの妊娠期のところ、妊婦の支援がどんな状況で利用されていくかというのが図で示されているものがありますので、それもごらんになっていただければと思います。

申しわけありません。

○森田委員長 また機会がありましたら、お話ししていただきたいと思います。

済みません。ここで新保先生が途中で退席になりますので、これまでお聞きになって御意見がありましたら、どうぞ。

○新保副委員長 最後におっしゃったこととの関連ですけれども、これからの母子生活支援施設を考えると、入ってきた人たちに対する入所型の支援をするというのは、当然、今までどおりやると思いますけれども、地域の在宅での支援を今まで以上にやっていかなければいけない。今のところ、どちらかというとなfterケアをできる範囲でやっていらっしやったと思うのですが、それを強化するか、もしくは入ってくる前から、まだ一度も入所したことがない人に対する支援もどこかで考えていく時期が来ているかなという気がします。イメージから言うと、今、最後におっしゃっていた高齢者介護の領域の小規模多機能のイメージに近づいていくのではないかという気は私にはしています。

それから、もう一つ大きな判断をしなければいけないのが、広域措置をどうするのか、東京都としての役割をどうするのかということで、広域措置については東京都の役割が物すごく大きくなっていくのではないかという気がするのですが、都のほうの案にもありますが、とても大事なテーマとして、今回ある程度の解決を目指さないといけないかなという気がいたします。

以上です。ありがとうございます。

(新保副委員長退室)

○森田委員長 それでは、赤石委員、羽田係長という形で、当事者の側から、先ほどの話に次いで何かありましたら、お1人5分ぐらいでおまとめいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○羽田係長 いいですか。

では、羽田さん、どうぞ。

○羽田係長 私のほうでは「母子生活支援施設広域利用の現状について」ということでペーパーを用意させていただいております。先ほどから幾つかはこの資料の中でもお話をさ

せていただいているのですけれども、荒川区は区外の広域の母子生活支援施設への措置もしておりますし、荒川区内の施設での広域受け入れもしておりますので、その両方の立場から少しお話しさせていただきます。

1つ目の入所状況です。荒川区の施設は民設民営です。定員が20世帯となっております。ただ、下の表を見ていただきますと、26年度から30年度の中で、月平均の入所世帯は割と増減がありますし、世帯ごとの平均在所月数も、例えば29年度は16カ月。基本2年の入所期間なのですけれども、施設の中での人間関係ですとか、合う合わないとかいろいろありまして、こちらで支援したいと思っていた方がその中でなかなかうまくいなくて、早く退所してしまったということもありまして、予想外に退所がふえてしまった年もありました。そういったことで、30年度は暫定定員で19世帯となってしまいました。

民設民営ですし、暫定定員となりますと、去年は施設側も職員を削減しなければならないという事態になりました。私たちも頑張って、母子父子自立支援員も相談者の方にいろいろとお話ししたりして、30年度に関しては新規の入所世帯が11世帯入りまして、20世帯満員になった月もありました。そういったところで、職員は減らされてしまって、30年度は施設側もかなり厳しい対応をせざるを得なかったという現状もあります。

先ほど申したとおり、区内母子に関しては、集団生活への抵抗感ですとか、いろいろな理由で入所に至らないケースが多いです。一方で、空きが出てしまっているというところと、DVの被害者の方で区外から入りたいという方は多いというところで、平成27年度から広域入所の受け入れを開始しております。広域枠は、荒川区の生活福祉課との協議によって2世帯までとしております。

次のページに申し合わせ事項をつけております。荒川区の施設に入りたいという他区、他市の自治体さんとの申し合わせとしてこれをお配りして確認をとっております。母子保護の実施は、措置元他自治体になりますけれども、生活保護を受給される場合は荒川区への移管となりますので、そのあたりの事務の取り扱いですとか、入所後の援助です。それ以外のひとり親としての支援制度ですとか、手当関係、母子保健の関係、そういったところを荒川区が行うのか、措置元、母子保護実施の福祉事務所が行うのかといった整理をしております。

めくっていただきまして、入所期間は、一応広域枠が2世帯というところですので、基本は2年としておりますが、措置元のほうで延長が必要と判断したり、予算が許す場合には多少延長とするケースもあります。

次に、広域利用のチェック項目表がありまして、私どもで受けるときには、基本的には措置元のほうで母子父子自立支援員ですとかケースワーカーなどがついて支援をしますけれども、受け入れた側としても、地域独特の支援ですとか、こちらの事情に詳しくないようなケースもありますので、荒川区の母子父子自立支援員が支援するようなケースもあります。あと、同じ集団生活ですので、どういった方が入ってこられて、どういう課題があるのかというのを所管の自治体としてもある程度知っておきたいということで、入所の際

にこういったチェック項目につけていただいで、どういった方が入所されるのかというのは多少把握をさせていただいでおります。

入所してからいろいろな課題が出てきますので、措置元のほうの支援員さんとこちらで連携したり、施設側が困ったときに、荒川区の自治体としてどんな支援ができるかといった相談窓口で、私たち荒川区の母子父子自立支援員がかかわらせていただくこともあります。

広域枠が23区内はほとんどありませんので、23区の他区さんからの入所希望は本当に多くて、毎月ちょこちょここと御連絡をいただいでしております。ただ、1世帯入ってしまうと2年間空かないというところで、こちらとしては実は空きはあるので入所いただきたいと思っているのですけれども、やはり生活保護の関係で入所を断らざるを得ないという状況になっております。

もう一つが「区外母子生活支援施設の活用状況」のところですか。平成23年度から区外の母子生活支援施設の入所として予算措置をしております。毎年3世帯分の措置をしております。区外へ避難した場合に、必ずしも地域でのアパートの生活ができる方ばかりではないというところで、養育支援ですとか、追及が激しいケースですとか、そういった世帯の場合はどうしても広域の利用できる施設が必要となってきました。ただ、現状、23区内での広域受け入れを行っている施設が少ないですので、市部ですとか他県への措置が多くなっております。これは26年度から30年度まで2世帯から4世帯措置をしております。

広域に措置をしている場合も基本的には2年でやっておりますけれども、先ほどおっしゃっていたように、離婚までの期間が長引いているケース、調停から裁判に入ってしまうケースもあります。ただ、私どものところでも何年も無制限に措置できるというところではないので、ある一定の課題が解決したときに退所とするのですけれども、どうしても離婚の部分ですとか、DVでの支援がまだ引き続き必要な場合は、母子保護は解除しますけれども、婦人相談員としての支援は続けるという形をとることもあります。地域でできる支援は移転先の母子父子自立支援員ですとかケースワーカーさん、保健師さんに引き継ぎを行って、荒川区の婦人相談員も当面は精神的なサポートをしたりという形で、緩やかに移転先のところになじんでいけるような支援は行っております。

以上です。

○森田委員長 ありがとうございます。

○萩原委員 すみません、中座させていただきます。今日は特に発言はありません。

○森田委員長 わかりました。

(萩原委員退室)

○森田委員長 赤石委員、補足ありますか。いいですか。

○赤石委員 私が出した資料は前回の議論を踏まえてのものでありますので、第3回目にお話しさせていただきます。

○森田委員長 3回目でお願いいたします。

では、ここからですが、きょう御参加いただいているほかの委員の方々でいろいろな事業等でお話しくさるようなことがございましたら、お願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もし特別な御発言がなければ、私のほうも少し資料を出させていただいておりますので、そちらのほうを御説明させていただいて、次の第3回につなぎたいと思っておりますので、お願いいたします。

「当事者主体の相談支援」というのが私の提出資料としてあります。実は今も続いているのですが、私が今、センター長をしております東洋大学の共同研究で、ひとり親が地域の中で暮らすときに一体どういう支援が必要なのかということをや世田谷区と5年間ずっと一緒に研究してまいりました。

この研究の手法自体はここにまとめてございますので、ぜひお読みいただけたらと思っておりますけれども、母子生活支援施設に入っておられる方、あるいは生活保護を受けておられる方、これは実際のところでいくと、地域の中で保護を受けている方です。この方々がどんなふうに関域の中に出ていかれて、その際に一体どういう課題がその中に浮上してくるのか。その課題に対して地域は一体何を支援できているのかということを探ってみよう。いわゆる縦断調査と私は呼んでおりますけれども、何年か経過していきまると家族の暮らしが変わってまいりますので、そこに対応してずっと継続的に調査・研究していくという形でまとめたものでございます。

実はいろいろなことがその中でわかってきたのです。1つとても大事なことは、最後のほうにチェックシートをつけさせていただいておりますのですが、サービスを提供する、あるいはサービスを受ける対象としてだけ捉えてしまいますと、どうしても母子家庭の親子。子供もそうなのですが、当事者の方々が一体何を希望していらっしゃるのか、そこを全てのスタートにしようということをやこの中では明確にしたこととなります。つまり、自分自身が何をしたいかということ、どうしたいか、どうされたいか。この辺の思いを支援者がきちんと受けないことには、次になかなか進めないということなのです。

実は、特に緊急度の高いときなどには自分ことがなかなか語れない、そして、そのことが支援者の側になかなか理解されなくて、本当は何をしたいのか、あるいはこの状態だったら何をサービスとして受けることができるのか、自分の思いをなかなか伝えられないということがありまして、具体的にはこういった当事者の気持ちをどういうふうに関理していくのかということのチェックシートの開発だとか。

あるいは、その後、皆さん、自立支援のために具体的にアセスメントということをやされているわけですが、このアセスメント自体も実は当事者の方たちがどんなふうに関思っているのかということをやきちんと踏まえたアセスメントになっているのかというあたりのところがいささか不安なこともあります。先ほどの話ですが、支援者がどう育つか、あるいはその支援者が当事者の気持ちをきちんとキャッチして、そして支援につなぐためには一体どんな支援のシステムが必要なのか。あるいは、支援のプログラ

ムが必要なのかあたりのところを探っていることなのです。実はこういうことも、社会福祉の領域では、サービスがあり、それを宛てがいぶちに与えていたみたいなどころがありまして、やはりそうではない。自分が子供とどう生きていくのかということを探りながら、その中で次の希望をつくり出していく、この支援でなければならないということがとても明確になってきたということ。

ここでは本当に一部分しかお話しすることはできませんけれども、地域に出ていきますと、母子生活支援施設へされていた相談、具体的な支援といったものの10分の1も地域では行えないです。そうすると、地域で行えないという状況の中で、一人の母親が孤軍奮闘すると、先ほどもありましたけれども、自分自身の病気だとか、さらに言えば貧困だとか、もっと言うと親子関係がまた崩れてしまうということにもなりかねません。そういったことを施設型でどうきちんと保護できるか。そして、自立に向けて、アフターケアというものや、本当に地域で暮らす人たちそのものを支えていくにはどうしたらいいのか、こんなことを当事者の側から検討してみることが、今、とても重要なのではないかとということをお話ししたかったということでございます。

赤石委員からは、当事者の団体としての立場からお話がありますけれども、私ども研究者としても、こういった研究を今までほとんどしてこなかったことの反省の中で、今、新たなシステムづくりやプログラム開発に着手しております。そんなこともお話しさせていただいて、第3回、4回、こういった施設がどんなふうに保護の部分を中心に受けとめられるか。あるいは、地域へ出たときに、住宅や就労、さまざまな相談、困難なことに対して一体どんなふうにこの支援を行っていけばいいのか。そのシステムづくりもこれから議論しなければいけないところにあります。

きょう私が十分に時間を使うことはできませんけれども、先ほど御説明がありましたインケアの充実の問題、地域の子育て支援としての活用、広域利用の推進、これら全てですが、当事者が主体にならなければなりませんので、このあたりをぜひ皆さんには御理解いただいた上で、3回目、4回目の議論に臨んでいただきたいと考えております。

きょう、皆さんから本当にいろいろなお話をさせていただきました。赤石委員から出てくる資料については第3回のところだというのがございました。また、きょう齋藤委員に御発言いただいて、途中で終わってしまいましたけれども、第3回でぜひお使いいただいて、つないでいただけたらと思います。いろいろな参考資料も出ております。時間がないので御説明いただけませんが、「母子生活支援施設へ入所されている方へのアンケート」もつけていただいておりますので、こういったものについてもぜひお読みいただいて、次の議論に生かしていただけたらと思っております。

それでは、次回のことについて事務局にお返しさせていただいてよろしいでしょうか。お願いいたします。

○玉岡課長 本日は、お忙しい中、貴重なお時間を割いていただき、ありがとうございます。母子生活支援施設についてさまざまな課題をお示しいただきました。また、皆様方の

現場における支援施策等の現状、あるいは当事者のお声などもいただきまして、大変参考になったところでございます。

次回は、来月7月23日火曜日10時から、第3回として開催させていただく予定となっております。その回では、先ほど委員長から触れていただきました母子生活支援施設入所者等へのアンケートの集計、これは速報値になるかもしれませんが、その結果をお示ししたいと思っております。また、第1回の中で委員の皆様からお話をいただいた子供の貧困実態調査等の資料についてもその中で触れさせていただければと思っております。

そのほか、前回と今回御審議いただきました、ひとり親世帯の現状課題を踏まえた東京都における支援施策の方向性、また母子生活支援施設の活用促進あるいは多機能化等に向けた取り組み等につきまして御審議をお願いしたいと思っております。

また、資料を御提供いただける場合につきましては、7月16日火曜日までに御提出いただければありがたく存じます。後日開催案内をお送りいたしますので、御多忙中とは存じますが、御出席をいただけますようどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○森田委員長 時間が十分にとれずに、お話を途中で折ってしまったりして申しわけございませんでした。

次回は、7月23日ということで1カ月後になりますけれども、皆さん、第1回、第2回の議論を踏まえて、先ほどの3つの視点においた議論ができますように御準備いただけたらと思っております。

本当にお忙しいところをありがとうございました。これで終わりにいたします。

午前11時56分閉会